

## 「神奈川県子どもの貧困対策の推進に関する計画」（仮称）の策定について

### 1 経緯

平成25年6月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）（平成25年法律第64号）が成立し、平成26年1月17日に施行された。

法の成立を受け、国では、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催するとともに、平成26年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）を閣議決定した。

法において地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、また、都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるとされていることを踏まえ、本県では「神奈川県子どもの貧困対策の推進に関する計画」（仮称）（以下、「計画」という。）を策定することとした。

### 2 計画策定の概要

#### (1) 計画の性格

ア 法第9条に規定された、県における子どもの貧困対策についての計画である。

イ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画であることから、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第2条各号に該当しないものとする。

#### (2) 計画の主な内容

大綱で定められた4つの「当面の重要施策」を柱として、関連施策を位置づけ、県として子どもの貧困対策を総合的に推進する内容とする。

- ①教育の支援
- ②生活の支援
- ③保護者に対する就労の支援
- ④経済的支援

### 3 今後のスケジュール

平成26年10月	庁内連携会議、児童福祉審議会で検討
12月	計画素案について県議会へ報告、計画素案について県民意見を募集
27年 2月	計画案を県議会へ報告
3月	計画案を児童福祉審議会へ報告 計画策定